

東大寺写本、理理円融について

金 天 鶴

一 問題の所在

理理円融という語は、早くは1930年代に坂本幸男氏が新羅義相の理理相即説を論じる際に関説したことで、研究者の関心を惹くところとなった。⁽¹⁾そして、その60余年の後に、大竹晋氏によって、理理円融と法蔵、義相の理理相即との関連が追求されるに至った。⁽²⁾そしてこうした研究動向を踏まえつつ、菴輪顕量氏は理理相即、理理円融、理理無碍について論じ、その中で東大寺所蔵の写本である論義書の内容の一部を紹介し、この三つの用語が智儼や義相との関連を念頭においてのものであると主張されている。⁽³⁾筆者もかつて理理円融について管見を述べる際に、義相との関連を述べたことがある⁽⁴⁾が、その考察の過程で、日本華嚴における理理円融説を正しく理解するために、その論義書を詳しく検討する必要があることを感じた。そこで、本稿では以下にその全文を翻刻し、その内容について訳註を加え、その思想史的意義を検討する。

二 東大寺写本、理理円融の翻刻とその訳註

東大寺に所蔵されている理理円融の論義は、架蔵番号121-614-1と121-481-1の二点あることが知られている。また、京都大学図書館の岩村文庫所蔵の『華嚴論議』には「理理円融」の論題が含まれている。⁽⁵⁾よって東大寺所蔵の論議写本の中に『華嚴論議』と題する写本について調査し、理理円融の論義題の存在について確認する必要があるが、今回は調べることができなかった。京都大の写本を含めた三点の中で、菴輪顕量氏が用いたのが121-614-1で、これは三点の写本の中でも、最も形の整ったものである。よって本稿でもそれを用いる。

二―一 翻刻と略註

以下、翻刻を試みるが、句点と字間は筆者が入れたものである。

理理円融

所立
難答

⁽⁶⁾
賢英

東大寺写本、理理円融について（金）

四四

所立云

△一、惣シテ於ニ事理ノ二法ニ一門ノ建立在レ之時キ、一ニハ三乗寄寸ノ事理、二ニハ一乗普法ノ事理、若約ニ三乗寄寸ノ事理ニ一候者、真理ノ上ニ唯備ニ平等ノ一義ヲ不レ具ニ差別ノ義ヲ一候、若約シテ一乗普法ノ事理ニ論シレ之者、真理ニ直ニ具ニ足差別ト平等トノ二義ヲ一候間、可レ成ニ理理円融ノ義ヲ一候、

△二、退テ案スルニ道理ニ時キ、事法ノ差別ハ、尋ニ其ノ起因ヲ、源ト法性ノ全体ヨリ起リ候所起所成ノ事相ノ上ニ差別義ノ候ヲ以テ能起ノ法性ヲ探リ候ニ、法性ノ上ニ可レ備ニ差別ノ義ヲ一云事、道理必然ニ候、依レ之至相大師由レ此真理全為事故如事顯現如事差別⁽⁸⁾之定判顯ニ此意ヲ一候、

△三、隨候テ、有宗ノ意ハ、択滅ハ但如ニ有⁽⁹⁾涉ノ法ノ数量ノ一、非擇滅ハ但如ニ有⁽¹⁰⁾為ノ法ノ数量ノ一述テ於ニ無為ニ許レ有ニ多ノ体、若シ真理ノ上ニ都無ニ差別ノ義ノ者、有宗ノ意、無為ニ有⁽¹¹⁾ニ多体ニ許ス間敷候テ、限ルコソニ差別ノ一義ニ、小乗ノ偏執ニテハアレ、以レ之ヲ思レ之ヲ、三乗ノ偏執ハ平等ノ一義、一乗ノ意ハ嫌ニ權機ノ偏執ヲ一候、於ニ事理ニ各具ト可分不可分ノ二義ヲ一云事分明ニ候、

△四、肝要宗家ノ解尺ノ中ニ明ニ五重ノ即入ヲ一⁽¹²⁾時、第二ノ門ニ三理相即謂兔頭巾兔足亦即巾三巾無別故名相即ト判候テ、理ノ上ニ有⁽¹³⁾相即相入ノ義ニ云事、開レ詞ヲ候、

△五、就其至相大師ハ若依別教一乘、理理無碍亦得、事事無碍亦得、事理無碍亦得⁽¹⁴⁾判シテ許ニ理理無碍ヲ一云事、烈祖之定判分明也、

重難云

一、理性ノ一味ハ平等ニシテ無ニ差別義一見タリ、若無シハ差別ノ者、依カレ何ニ、可レ成ニ彼此円融ノ義ヲ一哉、
△答、三乗等ノ意ハ、真理ノ上ニ備ニ平等ノ一義ヲ、不レ具ニ差別ノ義ヲ一候、別教一乗ノ意ハ、真理直ニ具スルニ差別ト平等トノ二義ヲ一事ナレハ、可レ成ニ理理円融ノ義ヲ一云事分明也、
二、宗家ノ若唯約理即唯一味無可即入⁽¹⁵⁾解尺無レ争無ニ円融ノ義一見タリ、如何、

△答、約シテ三ニ一談ノ義ニ如レ此尺スル也、
三、理理ノ差別ハ起不起ノ中ニハ何ソ哉、
△答、不起之起ト可云也、

亦難云、

一、事理之ニ法共ニ具シテ可分不可分ノ二義一同ク有ニ円融相即ノ義ニ云者、事理ノ不同以レ何ヲ可レ分レ之ヲ哉、事理相乱ノ疑難ト遁也、

△答、難之旨ハ、三乗等ノ意也、円融ノ前ニテハ、於ニ事理ニ各具スト可分不可分ノ二義ヲ一心得候ハ、大小三ノ義ノ浅深能成シ候、

二、三乗教ハ談ニ理性平等事相差別、別教一乗ハ勝レ彼故、事理各論時モ、各具ニ差無差ノ二義一事ナレハ、理理円融ノ義難レ成シ也、

△答、別教一乗ノ意ハ談ニ事理ノ相ヲ、然ニ事理既ニ具ニ差無差ノ二義、理性何限一味平等、不レ具差別ノ義ヲ一候、差若シ備ニ差別ノ義ヲ一者、彼此相望シテ円融無碍ノ義勿論也、故不レ寄ニ事相ノ差別、理性直ニ可レ具ニ差別ノ義也、
三、理理無碍、事事無碍、相望シテ有⁽¹⁶⁾勝劣ニ哉、

△答（以下欠）

二一 二 訳

主張を立てる

△一、惣じて事理の二法において二門の建立がなされる時に、一には三乗寄対の事理で、二には一乗普法の事理である。若し三乗寄対の事理に約しますと、真理の上においては唯だ平等の一義を備え、差別義は具えません。若し一乗普法の事理に約して論ずれば、真理はそのまま差別と平等の二義を具足しますので、理理円融義を成ずることができます。

△二、退いて道理を案ずると、事法の差別は其の起因を尋ねるに、もともと法性の全体より起ります。所起と所成の事相の上において差別義があるのを、能起の法性を以て探りますに、法性の上に差別の義を備えるということは、道理において必然です。これに依り、至相大師が『此に由り、真理がまったく事となるため、事の如く顕現し、事の如く差別す』と定判したのは、此の意を顕します。

△三、随いまして、有宗の意では、択滅はただ有渉（漏か）の法の数量の如くで、非擇滅はただ有為の法の数量とのごとしと述べて、無為に多くの体が有ると許す。若し真理の上において都て差別の義が無いならば、有宗の意に、無為に多くの体が有るとは許すことができませんし、差別の一義に限ることこそ小乗の偏執ではあるけれども、之を以て之を思うに、三乗の偏執は平等の一義であり、一乗の意は権機の偏執を嫌みませんし、事理において、おのおの可分と不可分の二義を具えるということは分明です。

△四、肝要となる宗家の解釈中には五重の即入を明す時に、第二の門に、二理相即、兔頭は即ち巾であり、兔足も亦た即ち巾であることを謂う。二巾に別ないので相即と名づくと判じますが、理

の上に相即相入の義が有るということ、このように詞を開きます。△五、それについて、至相大師は、若し別教一乗に依ると、理理無碍も亦た得、事事無碍も亦た得、事理無碍も亦た得ると判じており、理理無碍を許すということについては、列祖の定判は分明です。

重ねて難じて云うには、

一、理性の一味は平等にして差別の義はないと見えている。若し差別が無いならば、何に依って、彼此の円融の義を成ずることができるのでしょうか。

△お答えします。三乗等の意には、真理が平等の一義を備え、差別の義を具えません。別教一乗の意では、真理においてそのまま差別と平等との二義を具えている事ですので、理理円融義を成ずることができるといふことは分明なのです。

二、宗家は若し唯だ理に約すると、即ち唯だ一味にして即入すべきことないとする解尺に異論はなく、円融義がないと見えるのは如何なのか

△お答えします。三一共談の義に約して、このように釈するのである。

三、理理の差別は起と不起との中ではどちらですか。

△お答えします。不起の起といふべきです。

また難じていうには、

一、事理の二法は共に可分と不可分二義を具えています。同じように、円融相即の義があるというならば、事理の不同は何を以てこれを分けるべきですか。事理が相乱しているという疑いは遁れ難いです。

△お答えします。難の旨は、三乗等の意である。円融の立場で、事理においておのおの可分と不可分の二義を具えていると心得ま

東大寺写本、理理円融について（金）

四六

すので、大小三一の義の浅深が能く成ずるのです。

二、三乗教は理性の平等と事相の差別を談じ、別教一乗は彼に勝る故、事理をおのおの論ずる時でも、各差と無差との二義を具える事になり、理理円融の義は成し難いのである。

△お答えします。別教一乗意は、事理の相を談じています。けれども事理は既に差と無差との二義を具えている以上、理性がどうして一味平等に限って、差別の義を具えないのでしょうか。若し差別の義を備えるならば、彼此を比較して円融無碍義は言うまでもなく成立する。故に事相の差別に寄らずに、理性も直に差別義を具えることができるのです。

三、理理無碍と事事無碍を比較しますと、勝劣はありますか。

△答（以下欠）

三 思想的意義

まず、賢英については、東大寺の写本目録によると、慶安元年（1361）写の一点（141-618）と、徳川写の二点（122-253、124-468）、明暦四年（1658）写の一点（142-472）、そして筆写年不明のもの一点（121-434）が確認される。その中、筆写年不明の121-434には備考に「浄実の次」と記録されていることから、賢英は浄実の後の人物であることがわかる。浄実の写本は1541年（124-8）から1580年（142-523）にかけて多数確認されている。なお、『安養報化』（121-590）所収の「安養報化（浄実私）」には明暦元年（1655）の華嚴宗賢英の奥書があるとする。⁽¹⁷⁾ ここにも浄実の名が記録されている。こ

うした資料に照らし合わせると、論義書の賢英とは、明暦に活躍した賢英と同一人物の可能性が高いと考えられる。

次に所立の五つから内容を検討する。所立の第一は総論である。三乗の真理には平等の一義しかないが、一乗の真理には差別と平等の二義を持つから理理円融が成立するということである。この文からは、事と事、あるいは理と理の差別を平等にするのが一乗の真理の作用であるとみることができる。

第二は、法性上に差別義を備える道理を探るため、真理の属性について述べている。真理により事が起こるから、真理は完全に事であり、事の如く差別義が成立するという。一般的にいわれている事の裏に存在する理のことではない。ここでは智儼の文が用いられるが、註に指摘したようにそれは杜順作と言われる『法界観門』の文である。この記述から日本の華嚴宗において江戸時代までは『法界観門』が智儼の著述として認識されていたことが窺える。

第三は、無為に多体を認める有宗の文言を取り入れながら、一乗義の事理には、可分・不可分の二義を揃えることを明言している。

第四は、華嚴宗において肝要となる文言を出している。それは「二理相即」という用語である。引用の形式を取っていないが、これは法蔵の『探玄記』から用いた文である。論議ではそれが理の上に相即相入することを証明する文として認

識されている。

第五は、また智儼の言葉を用いて、華嚴の祖師達が理理無碍を認めたのは紛れもない事実であると主張する。ところが、そこに用いられたのは義相の『法界図』の文である。よって『法界図』も智儼の著述として認識されていたことが分かる。

「重難」には三つの論難と答えがあるが、それによって所立の主張が確認される。第一の問答では、理性に差別と平等があつてこそ理理円融が成り立つことを確認している。差別がない真理にどうして円融の義が成立するのかを問いているので、これによって差別があつてこそ円融の義が成立すると認識していることがわかる。第二の問答には、華嚴宗において、三一共通の談論の場合には、理には相即相入及び円融の義もないことが認められるとする。第三の問答には、「理理差別」という新しい造語が見出される。この差別は起こらない中で起こることを意味すると答える。

「亦難」にも三つの問答がなされる。第一の問答には、事(可分)と理(不可分)の属性を用いて、一乗の円融意では事と理との区別がつかない状態となり、本来、異なるはずの事と理の区別が付きにくく、事と理が乱れることは免れ難いと問い、これに対してそうした疑難は三乗の立場より出されるものであり、円融の意ならば各教えに可分・不可分の二義を備えると答える。

東大寺写本、理理円融について(金)

第二の問には、一乗においては事(差別)と理(無差別)が備わり、理理の円融は成り立たないと難ずる。これに対して、別教には、理にも事にも差別・無差別の二義を備えるといい、更には事に寄らずに理性にも差別義を具すると明言する。

第三問は三種無碍の優劣を問う難であるが、答えが記録されていないので、その解釈については知ることができない。

ここで第二の答えの中に「事に寄らずに理性にも差別義を具する」という明言している点に注目すべきである。この問題は論議の理理円融の特徴を理解するにあたつて非常に重要である。大竹氏の研究によれば、理理円融とは頓教にあたる⁽¹⁸⁾とされ、その意味は、諸々の事に内包される理の無碍として理解されており、無尽の理を説く義湘の理理相即とは異なる⁽¹⁸⁾と評価されている。これは大竹氏が『華嚴止観釈』という書物を通じて理理円融を分析した結果である。しかし、この論議をみると、複数の理を想定しており、この点は『法界図』の理理相即と同様である。但し、義相は事に寄らずとは明言せず、理と事とは冥然として分別がないと言うので、必ずしも義相の考えと一致しない。

理理円融は景雅の『華嚴論草』に引用されている『華嚴止観釈』によつて具体的に知られている。それによると、理理円融は法界一味を意味しているので、教判的には頓教に当たる。しかし、論議の理理円融は理の差別を強調している。そ

の点から『華嚴止観釈』とも関連がない。むしろ、この華嚴宗の理理円融は真言宗との影響と理解すべきである。頼瑜（1226-1304）は「全理之事」という『法界観門』のような説を批判しながら、真言においては理を全うする理によって理無碍が成立されるとしている⁽¹⁹⁾。また、円融は必ず差別によるという宥快（1345-1416）の『般若心経秘鍵鈔』の言葉も華嚴の理理円融を理解するに当たって念頭に入れる必要があるだろう⁽²⁰⁾。

論議の中に引かれている『探玄記』の二理相即の文は、事の裏としての理と理の相即を意味するので、『華嚴止観釈』の理理円融と同様の線上でみるべきものである⁽²¹⁾。但し、この論議では必ずしもそう理解したとは言えない。なぜなら論議の中において、二理相即、理理無碍、理理円融は同様のタームとして用いられているからである。

即ち、江戸時代の論義書、理理円融とは、真言宗から批判を受けている華嚴宗の円融説を乗り越えるため、真言宗の説を取り入れながら、その根拠を智儼に求めたものとして、その内容を理解することができる。

四 まとめ

以上、理理円融に関する論議書を翻刻し、解釈と略註を施し、内容について検討してみた。その結果、論議書の理理円

融は、景雅以来紹介されている『華嚴止観釈』の理理円融義とは異なる系統のもので、むしろ真言の影響の下で成立していることが判明した。理理円融の論議書は真言の説のように理の差別を確実に認めており、その典拠とする書物は、当時智儼のものとして認識されていた『法界観門』と『法界図』である。また、華嚴宗の肝要文として、法蔵『探玄記』の文が、引用形式を取らずに用いられている。その文そのものの内容から理の複数は認めがたいが、賢英は強引に理の複数を表す文としてこれを理解し引用したことは間違いない。こうした例から、東大寺写本の理理円融は、真言宗からの影響はあるものの、その根拠を智儼におくことによって、理の複数を認めている中国初期華嚴学により近い思想を有するものとなったといえよう⁽²²⁾。

1 坂本幸男「1956」『華嚴教学の研究』、平楽寺書店、438頁。
初出は1935年の『思想と文学』に掲載の論文で、本書の論考と内容は同様である。

2 大竹晋「1999」『理理相即と理理円融』、『哲学・思想論叢』17、23-34頁。

3 蓑輪顕量「2003」『日本における華嚴思想の受容』、『論集東大寺の歴史と教学 ザ・グレイトブッダ・シンポジウム』1、東大寺、38-46頁。

4 金天鶴「2005」『東アジアの華嚴思想における無碍説』、『インド哲学仏教学研究』12号、東京大学大学院、62-64頁。

- 5 谷村文庫、1-26/ㄗ/2冊、2502191。1442年。秀綱。
 - 6 蓑輪顯量 [2003] (註18) では「賢」字を「實」字と読んでいるが、筆の動きからみて、「賢」とみるのが妥当であろう。なお東大寺の写本目録によると、121-481-1は「英実」が作者と記録されている。
 - 7 「寸」字は「対」字になれば意味が通じる。
 - 8 『註華嚴法界觀門』(T45, 690a) の文
 - 9 写本によれば「渉」か「浅」の字に読めるが、「漏」の字の誤り。
 - 10 『阿毘達磨大毘婆沙論』(T27, 164c)
 - 11 「三」の字は「二」の字の誤り。以下『探玄記』(T35, 385a) からの引用。
 - 12 「三」の字は「二」の字の誤り。
 - 13 『法界圖』(T45, 714b) の文。
 - 14 「烈」は「列」の誤りだろう。
 - 15 『首帰』(T45, 4595b) から始まって、『指事』(T72, 227c)、『華嚴經疏』(T35, 517a) に継承されるが、宗家の趣旨ではなく、頼瑜 (1226-1304) 『諸宗教理同異釋』(T79, 60b) から分かるように法藏の本旨と誤解されていたと見られる。
 - 16 「差」は衍字と見られる。
 - 17 これは教学伝道研究センターの野呂靖氏のご教示によるものである。氏によると、『安養報化』の表紙には「上生院藏」の墨書があるが、この時代の論義草の多くが、この上生院や地藏院などの学侶によって書写されていたという。
 - 18 大竹晋 [2007] 前掲書、p.449-458。
 - 19 『諸宗教理同異釋』(T79, 60b)。これと関連して、蓑輪顯量 [2003] 44頁を参照。
 - 20 宥快との関連については、大竹晋 [2007] 前掲書、p.448を参照。
 - 21 大竹晋 [2007] 前掲書、p.456。
 - 22 本稿を作成する際に、石井公成先生、横内裕人先生、安東教博士に多大なご教示を頂いたので、ここに記す。
- 〈キーワード〉 理理円融、理理無碍、理理差別、智儼、東大寺写本、論義書、17世紀
(金剛大学校仏教文化研究所HK教授)